農業法人投資育成事業

【2.000百万円】

- 対策のポイント ——

農業法人に対して出資を行って自己資本の充実を促し、その成長発展に向けた取組を金融面から支援します。

<背景/課題>

- ・「日本再興戦略」において、今後10年間で農業法人の経営体数を平成22年(約12,500 法人)比で約4倍の5万法人にすることとされています。
- ・この実現のためには、農業法人が規模の拡大や経営の多角化など、成長に向けた様々 な取組を行う上で必要な資金を円滑に調達できるようにしていくことが必要です。
- ・このためには、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」(投資円滑化 法)に基づき、農業法人に対する出資等の拡充を図り、その財務基盤の強化を図る必 要があります。

政策目標 —

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

農業法人に対する出資等による支援

意欲ある農業法人の財務基盤の強化や経営展開を支援するため、投資円滑化法に基づき農業法人に対する投資育成事業を行う株式会社又は投資事業有限責任組合の出資原資を株式会社日本政策金融公庫から出資します。

[お問い合わせ先:経営局金融調整課 (03-6744-1395)]